平成２１年（フ）第４２２９号
東京都港区三田２丁目14―７―206
破産者　深野　正親
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４３７４号
東京都三鷹市新川４丁目17―６―B101
破産者　深澤　弘治
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４３７８号
東京都立川市砂川町８丁目15―３
破産者　西田真由美（旧姓溝口）
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４４１６号
東京都足立区西新井４丁目２―14―101
破産者　山崎　勝己
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４５０２号
東京都渋谷区代々木１丁目６―15　グリーンヒルズ103号
破産者　有限会社ずうあんどぶう
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４５８３号
神奈川県川崎市川崎区鋼管通２丁目８―11―１
破産者　福與孝二郎
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４６８３号
埼玉県熊谷市上之1017番地２
破産者　有限会社埼玉軽機関商會
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４６８４号
埼玉県熊谷市佐谷田3694―１
破産者　新井　利子
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４６８５号
東京都練馬区春日町４丁目18番４―110号
破産者　有限会社スタジオヴィークス
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４７４５号
東京都青梅市木野下１丁目453―201
破産者　稲岡　順子
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４７４７号
東京都港区芝浦４丁目４番27号
破産者　株式会社グループイカルス
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４７４８号
東京都品川区北品川４丁目９―19―101、開始決定時の住所東京都港区芝浦４丁目４―27―323
破産者　山本　　聰
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４７８６号
東京都練馬区大泉学園町６丁目１―25
破産者　渡邉　里枝
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４８９９号
東京都港区六本木７丁目７番２号　ホワイトビル六本木204、商業登記簿上の本店所在地東京都港区六本木７丁目７番２号
破産者　有限会社エフォート
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４９００号
東京都目黒区目黒本町４丁目24―21―409
破産者　菅野　　誠
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５１２２号
東京都江戸川区平井６丁目19番７号
破産者　有限会社平井機器製作所
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５１２３号
東京都江戸川区平井６丁目19―７
破産者　渡辺　義孝
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５１６１号
東京都練馬区田柄２丁目22―22―205、開始決定時の住所東京都練馬区早宮２―17―35―403
破産者　杉山　三男
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６６７９号
埼玉県入間郡三芳町大字上富413―４
破産者　清水　一仁
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６８０８号
東京都世田谷区経堂５丁目３―16―402
破産者　野本　倫子
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７１３２号
東京都大田区大森北４丁目８―９―301
破産者　清水　美之
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７３５７号
東京都練馬区中村北２丁目21―17―301
破産者　斎藤　秀樹
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部